

魚津市告示第131号

魚津市果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月14日

魚津市長 村椿 晃

魚津市果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、令和2年度冬季の豪雪により甚大な被害を受けた農作物の生産組織に対し、緊急に復旧対策を講じ農家の生産意欲の確保や今年度以降の生産安定を図るため、生産組織が行う復旧事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業項目、対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書及びこれに添付する書類は、様式第1号のとおりとし、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のア又はイに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

ア 本事業の内容又は本事業に要する経費の配分を変更するとき。

イ 本事業を中止し、又は廃止するとき。

(2) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるこ

と。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業項目を変更し、又は廃止すること。

(2) 補助事業に要する経費の30%以上の変更をすること。

(実績報告書の様式)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類の様式は、様式第2号のとおりとし、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

(本事業の変更、中止又は廃止の承認申請書の様式等)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた生産組織が、規則第5条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、様式第3号による申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

別表（第3条関係）

事業項目	対象樹種	対象経費	事業実施主体	補助率	標準事業費	標準経費
修復可能な主枝の復旧	りんご 日本なしもも ぶどう いちじく等	緊急防除（殺菌剤塗布）に要する農薬代	果樹生産組織	間接補助事業費と当該標準事業費とのいずれか低い額の3分の2 （補助金の合計額における1円未満の端数は切り上げるものとする。）	緊急防除対象面積に10a当たり標準経費を乗じた額	緊急防除 6,000円/10a
		折損主枝の修復に必要な支柱、ボルト、カスガイ等の資材費			修復可能な折損主枝の対象本数に主枝1本当たり標準経費を乗じた額	折損主枝修復 4,500円/本
被害果樹の植替え（改植）		樹体回復に要する肥料代			樹体回復対象面積に10a当たり標準経費を乗じた額	樹体回復 7,500円/10a
		植替えに必要な苗木代並びに作業委託費及び農業機械等レンタル代、土壌改良資材費等の経費			植替えが必要な被害果樹の対象本数に1本当たり標準経費を乗じた額	植替え 9,000円/本

事業項目	対象樹種	対象経費	事業実施主体	補助率	標準事業費	標準経費
果樹棚の修復	日本なし ぶどう	果樹棚の修復に要する資 材費並びに施工費	果樹生産 組織	以下のいずれか低い 額の10分の3以内 1 間接補助事業費 (ただし、国庫補助事 業を併せて実施する 場合には、国庫補助金 の額を除いた額とす る。) 2 標準事業費 (ただし、国庫補助事 業を併せて実施する 場合には、標準経費を 用いて算出した国庫 補助金の額を除いた 額とする。)	半壊、一部倒壊した果樹 棚の面積に10a当たり標 準経費を乗じた額	半壊、一部倒壊 した果樹棚の修 復 600千円/10a

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

生産組織の長

果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金交付申請書

果樹雪害復旧緊急対策事業を実施したいので、果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金 金
円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて
申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他関係書類

(関係書類)

果樹雪害復旧緊急対策事業費補助金事業計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業実施計画（又は実績）及び経費の配分

事業実施 主体名	対象樹種	事業項目	対象面積(a) 対象主枝本数(本)	総事業費 (①+②) 円	負担区分	
					市① 円	事業主体② 円
			a 本	円	円	円
合計			a 本	円	円	円

※事業項目及び標準事業費 ・修復可能な主枝の復旧：緊急防除 6,000 円/10 a、折損主枝修復 4,500 円/本、樹体回復 7,500 円/10 a
・被害果樹の植替え（改植）：植替え 9,000 円/本
・果樹棚の修復：半壊、一部倒壊した果樹棚の修復 600 千円/10 a

2 事業完了予定（又は完了）年月日

3 添付資料（事業を実施したことが確認できるもの（事業実績書のみ））

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

果樹生産組織の長

果樹雪害緊急復旧対策支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で果樹雪害緊急復旧対策支援事業費補助金の交付の決定の通知があった果樹雪害緊急復旧対策支援事業について、魚津市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他関係書類

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

果樹生産組織の長

果樹雪害緊急復旧対策支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった果樹雪害緊急復旧対策支援事業の実施について、別紙理由書記載の事由により、下記のとおり補助金 円を 円に変更したいので、果樹雪害緊急復旧対策支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき申請します。

記

当初交付決定額	円
今回変更交付申請額	円
追加（減額）交付申請額	円

（注）

様式第1号に準じて、交付決定通知した事業の内容及び経費の配分が対照できるように両者を2段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載したものを添付する。